

平成24年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会審議結果について

平成24年2月22日
相楽郡広域事務組合

平成24年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会が、2月20日(月)に大谷処理場会議室において会期1日間で開催されました。

今定例会では、平成24年度一般会計予算及び特別会計予算の件など10件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決・同意されました。

提出議案

議案番号	件名	提案理由・概要	議決結果
発第1議号	相楽郡広域事務組合議会会議規則の全部を改正する規則の件	地方自治法の一部改正等に伴い、相楽郡広域事務組合議会会議規則の全部を改正するものです。	可決 (全会一致)
発第2議号	相楽郡広域事務組合議会委員会条例の制定の件	相楽郡広域事務組合議会委員会条例を制定する必要があるため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第109条の2及び第110条の規定に基づき提案するものです。	可決 (全会一致)
同第1意号	相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件	委員の村城康裕氏の任期が、3月27日で満了となることから、同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。	同意 (全会一致)
議案第1号	相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件	管理職手当の規定を加えるもので、その額については、給料月額に100分の10を乗じて得た額の範囲内で、規則で定める基準に従い支給するものです。	可決 (全会一致)
議案第2号	相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例等の一部を改正する条例の件	基金設置条例、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例2件について、引用条文の整合性を図るものです。	可決 (全会一致)
議案第3号	相楽休日応急診療所設置条例の一部を改正する条例の件	京都府、京都市、京都府医師会及び京都府歯科医師会のガイドラインにより、名称を開設者の名称+診療所名とする必要があるため、「相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所」に名称変更するものです。	可決 (全会一致)

議案 第4号	平成23年度相楽郡 広域事務組合一般会 計補正予算(第1号) の件	平成23年度一般会計予算から、歳入歳出それぞれ435万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,164万3千円とするものです。	可決 (全会一致)
議案 第5号	平成23年度相楽地区 ふるさと市町村圏 振興事業特別会計補 正予算(第2号)の件	平成23年度特別会計予算から、歳入歳出それぞれ29万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,310万7千円とするものです。	可決 (全会一致)
議案 第6号	平成24年度相楽郡 広域事務組合一般会 計予算の件	平成24年度一般会計の予算総額をそれぞれ6億1,500万円と定めるものです。 歳入の主なものは、分担金が4億9,554万3千円。歳出の主なものは、衛生費で3億1,194万7千円、公債費で2億5,700万9千円です。	可決 (全会一致)
議案 第7号	平成24年度相楽地区 ふるさと市町村圏 振興事業特別会計予 算の件	平成24年度特別会計の予算総額を2,000万円と定めるものです。 歳入の主なものは、財産収入が308万円、休日応急診療所収入が1,687万5千円。歳出は振興費で312万5千円、衛生費(休日応急診療所関係)で1,687万5千円です。	可決 (全会一致)